

みんなでささえる 国保会計



～医療費について～

医療機関にかかった時、領収書と一緒に診療明細書をもらうことがあると思いますが、内容をじっくり見たことがありますか？

診察や検査・調剤にかかる費用は、項目ごとに点数が決まっています(全国一律)。

医療機関を受診すると、初診または再診、曜日や時間などで、平日は①または③+(⑤～⑧)、休日は②+④+(⑤～⑧)などで点数を合計し、1点に10円をかけた額が医療費(費用額)となります。また、検査や投薬などがある時は、別に検査料や調剤料が加算されます。

※⑤～⑧の組合せは、医療機関によって異なります。

主な項目	点	主な項目	点
①初診料	270	⑤薬剤情報提供料	10
②初診料(休日)加算	520	⑥明細書発行体制等加算	1
③再診料(200床以下)	69	⑦処方箋料	68
〃 (200床以上)	70	⑧外来管理加算	52
④院内トリアージ実施料	100		

医療費は、被保険者が自己負担分(年齢や世帯の所得によって、1割～3割まで負担割合に差があり)を支払い、それぞれが加入する保険の保険者(国保や協会けんぽ、後期高齢者医療など)が医療費の残りの額(保険者負担分)を医療機関に支払います。

●重複受診はやめましょう

同じ病気で複数の病院にかかる事を「重複受診」といい、病院を変えるごとに初診料がかかり、同じ病院を再診する場合と比べると1回に約2,000円の医療費が余分に必要となります。重複受診は医療費の増加だけでなく、検査などを繰り返すことで体の負担もかかります。

●お薬手帳を持ちましょう

せっかく処方されたお薬を飲み残したり、医師の指示どおりに服用しなかったりしていませんか？ 不必要に薬を欲しがったあげく、余らせて捨ててしまうことはないですか？

お薬の中には飲み合わせが悪い物があり、期待どおりの効果が得られないケースや、最悪の場合は副作用を生じることがあります。お薬手帳があると服用歴などが管理できますので、飲み合わせの悪い物を避けることも可能です。「かかりつけ薬局」を持ち、薬剤師の指示を受けましょう。

先月の広報でもお知らせしたように、黒潮町国保の保険者負担額は年間12億円以上(後期高齢者医療分含まず)にもなります。医療費の増加は、国保税の負担増につながりますので、「医療機関の適正受診」により医療費の節約にご協力をよろしくお願いします。

医療機関の適正受診

- かかりつけ医を持つ。
- 重複受診をしない。
- 薬は正しく服用する。ジェネリック医薬品を利用する。
- 時間外は、緊急を要する時のみ受診する。

○お問い合わせ 【本 庁】住民課 国保係 ☎43-2800(課直通)
 【佐賀支所】地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3112(課直通)